気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第7号

2013年12月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目 10番 10号 わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

和歌山県下9市の消費者行政担当窓口の訪問活動をおこない、消費者行政の現状や今後の課題などについて行政担当者との懇談を行いました。



橋本市(11/14)

市内全域での啓発講座の開催、 見守り活動等実践者への支援(チラシ、ポスターや啓発物品)、地域 で消費者トラブルへの意識を高め て見守り活動を続けていけるよう 啓発を続けています。



岩出市(11/12)

見守り活動をして頂いている民生委員や 更生保護女性会の総会の際に啓発チラシと啓発物資を配布したり敬老会の案 内状の中に高齢者が被害に遭いやすい テーマのチラシを同封しています。



紀の川市(11/12)

契約に関する事と、架空と思われる会社からの悪質な勧誘に 関する相談が多い。回覧板に 窓口の案内を載せたところ相談 件数が増えた。



海南市(11/15)

市ホームページ、防災行政無線、 海南市メール配信サービスなどを 通じた注意喚起、啓発講座の開催 などを行っています。



有田市(11/15)

啓発カレンダー・回覧板・市広報誌・ 啓発うちわなどを配布し、相談窓口 の周知を行っています。

消費者行政 ヒアリング調査

期間: 2013年11月8日~ 2013年11月19日



御坊市(11/8)

市ホームページ、消費者月間での地元紙でのアピールやカレンダーの全戸配布、啓発物品の配布などを行い、地域包括支援センターなどとも連携をとっています



新宮市(11/18)

高齢者を見守る方(接する方)へ の啓発・協力依頼を行っていま す。来年度は人と予算の確保が 課題です。



田辺市(11/19)

啓発講座(委託事業)、福祉、在宅 介護支援センター、包括支援センタ 一の他、市の相談担当部署と連携 し、情報交換をしています。

和歌山市它の意思交換金をおこなりました。

消費者行政ヒヤリング調査として 11/13 (水) にわかやま市民生協本部組合員ホールにて和歌山市市民生活相談センターの河内センター長、消費者行政担当職員の方々をお招きし、和歌山市の消費者行政の取り組み状況などが報告して頂きました。消費者ネットワークわかやまからも代表含め世話人3名、わかやま市民生協からは地域理事を含め8名の参加があり、活発な意見交換をすすめることが出来ました。

和歌山市では市報や市ホームページ、地デジデータ放送への

掲載による情報提供やテレビスポット、ラジオスポット放送、バスラッピング広告の実施、 啓発冊子の作成・配布、啓発講座の開催など様々な啓発活動を行っているそうです。

是非、一度、和歌山市のホームページをご覧下さい。



(ラッピングバスの1例)





消費者ネットワークわかやまでは9月~12月にかけて4ヶ月連続で消費者啓発講座を開催しました。

テーマ:『悪質商法にだまされないために』

~ 参加者の声 ~

- ・DVDや紙芝居なども交えて、解りやすく 説明して頂きあっという間に時間が経ちまし た。点検商法や買い取り商法等、実際に自分 に起こった時はきっぱりと断ります。今日、 聞いたことを周りの人達に広げたいと思いま した。
- ・テレビとかでよく見て色々勉強しているつ もりでしたが、今日、参加してみて奥深く自 分は、大丈夫だと思っていたことが何の安心 にもならないと思いました。







非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や不当契約条項などに対して被害の拡大を防止 するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめる差止請求訴訟ができる団体。全国で 11 団体が認定。)

健康食品販売事業者の(株)世田谷自然食品のテレビCMの改善の申入れに対して回答がありました。

同社が提供する「グルコサミン+コンドロイチン」のテレビCMを検討したところ、不当景品類及び不当表示防止法 (以下、「景品表示法」といいます)上問題があると考え、KC's は、同商品のテレビCMに関し、10月24日付で同社 に対してテレビCM(舞の海さんご出演「突撃編」)において、グルコサミン、コンドロイチン、ヒアルロン酸、Ⅱ型コラー ゲン、その他の成分を同じ体積のブロックで表示することの停止を求める申入れをしました。

⇒11 月 20 日付で「ブロックに成分量を明記したスタイルに修正したものを作成していく予定です。」 との回答が同社よりありました。

【注意喚起】 家電製品でエアコンなど工事をしなければならない商品は、本体価格のみではなく工事費 を含めた支払総額で比較するようにしましょう。

大手家電販売店広告チラシのエアコン(同メーカー同型)の広告について、広告①標準据付工事 10,000 円込で 本体 49,800 円との表記と広告②本体 35,000 円+別途標準据付工事 16,000 円合計 51,000 円の広告があり、 まぎらわしいため、広告記載の改善を求めました。家電販売会社はそのような表示は現在していないとの回答 がありました。しかし、今後同広告により消費者の誤認を招くおそれがなくなったものと判断し、お問い合わせ活動 を終了しました。この内容は消費者の皆さんにお知らせする必要があるとして標記の注意喚起を行いました。







広告② 51,000 円 (本体 35,000 円+標準据付工事 16,000 円)

消費者庁の消費者団体訴訟制度ダイヤルを受託します。制度についてのお問い合わせにお答えします。

ご自身や身近で起きた消費者被害に関連し、「消費者団体訴訟制度とは何ですか?」「どういった場合に差止請求が 行われるのですか?」といったご質問に、消費生活専門相談員などの消費生活の専門家がお答えします。 お気軽にお電話ください。

『消費者団体訴訟制度ダイヤル』

●フリーダイアル: 0120- $\frac{1}{3}$ 4 $\frac{1}{1}$ 0 $\frac{1}{9}$ 4

●期 間:2013年12月3日~2014年3月14日 ●時間帯:平日 9:30~17:30 (土・日・祝日は除く)

●消費者庁「消費者団体訴訟制度ダイヤル」

消費者ネットワークわかやま第2回公開学習会のお知らせ!



日 時:2014年2月14日(金)13:00~15:00(予定)

場 所: わかやま市民生協 本部組合員ホール (和歌山市太田3丁目 10-10) テーマ: 『これからの消費者教育』 ~消費者教育推進法の施行をうけて~

消費者教育推進法とは・・・・

消費者被害の防止と消費者市民社会の実現のために、政府は平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、「国民の消費生活の安定及び向上に寄与する」ことを目的とし消費者教育が消費者の権利であることを認め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした画期的なものです。

かき の しげみ 講 **師:柿野 成美 氏**(公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員)

平成 10 年より財団法人消費者教育支援センターに勤務。これまで中央省庁や地方自治体等の教材作成や調査報告書、大学の非常勤講師、高等学校家庭科、中学校の技術家庭科の教科書作りなどに従事。

学校や地域における消費者教育の普及を目指して、全国各地に 講師として出向いている。



【お問い合わせ】

消費者ネットワークわかやま 事務局 Tel: 073-474-1124 まで

ホームページを開設しました!!

ホームページアドレス cnw.wakayama.jp

※ 消費者ネットワークわかやまの イベント情報や活動報告をプログ

形式で掲載!!





※ お役立ち情報からは各方面にリンク されていますので様々な情報を観る 事ができます!!

